

高知大学学生総合支援センターインクルージョン支援推進室と
各学部等が連携して行う修学支援に関する要項

令和2年1月15日
学生総合支援センター企画会議決定
令和2年2月27日
全学教育機構会議決定

(趣旨)

第1条 本要項は、高知大学学生総合支援センターインクルージョン支援推進室（以下「推進室」という。）が各学部、土佐さきがけプログラム及び研究科各専攻（以下「各学部等」という。）と連携して行う修学上の支援を必要とする学生への支援（入学前の対応を含む。）に関し必要な事項を定める。

(インクルージョン支援委員会)

第2条 推進室と各学部等が連携・協力し、修学上支援を必要とする学生の修学及び学生生活の支援を行うほか、全学的な支援事業を実施するため、インクルージョン支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、各学部等に置く。

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部等の長（土佐さきがけプログラムについては、土佐さきがけプログラム運営委員会委員長）

(2) 学部等から選出された委員

(3) 推進室長

(4) 推進室専任教員

(5) 学生支援課長

(6) その他学部等の長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

5 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個別支援会議)

第3条 推進室と各学部等が連携・協力し、修学上支援を必要とする学生の修学相談、個別の教育支援計画の立案及び修学支援について、具体的事項を円滑に処理するため、個別支援会議（以下「会議」という。）を置くことができる。

2 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 修学上支援を必要とする学生が所属する学部等から選出された委員

(2) 修学上支援を必要とする学生のアドバイザー教員

(3) 推進室長

(4) 推進室専任教員

(5) 学生支援課長

(6) その他修学上支援を必要とする学生が所属する各学部等が必要と認めた者

3 会議に議長を置き、前項第1号の者から選出する。

4 この要項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第4条 委員会及び会議の事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

1 この要項は、令和2年2月27日から施行する。

2 高知大学学生総合支援センター特別修学支援室と各学部等が連携して行う修学支援に関する要項（平成30年12月6日学生総合支援センター企画会議決定）は廃止する。